

中東のムスリムと、レインボー・フラッグ

ムスリムの男性同性愛者へ、イスラームが課す罰則規定の、歴史や背景について

2018/12/11

濱中新吾ゼミナール卒業論文

J150017 飯島万裕

目次

| | |
|-----|------------------|
| 序章 | 中東イスラーム世界とホモフォビア |
| | 1. 先行研究 |
| | 2. セクシュアルマイノリティ |
| | 3. 同性愛規定の現状 |
| | 4. ホモフォビアの典拠 |
| 第1章 | クルアーンとハディース内の同性愛 |
| | 1. クルアーンの章句 |
| | 2. ハディースでの見解 |
| 第2章 | 歴史的経緯 |
| | 1. イスラーム誕生以前 |
| | 2. イスラーム誕生以降 |
| 第3章 | 結論 |
| | ・参考文献 |

序章 中東イスラーム世界とホモフォビア

エジプトのカイロでは「Schari al Habb(ラブ・ストリートの意)」という人通りのない行き止まりの道に、100組ものカップルが密着して夜を過ごすという。このようにカイロは他のアラブ社会に比べて開放的な一面を持ち合わせている[シュピーゲル,2006,56]。そのような国で2017年に治安部隊により、LGBTコミュニティ関係者が不当に逮捕された。「カイロで9月22日、(中略)コンサートでレインボー・フラッグが掲げられ(中略)10月上旬までの1週間前後で、LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス)の33人が逮捕された。容疑は、「放蕩」「慣習的放蕩」「性的逸脱の奨励」などで、当局はLGBTコミュニティ関係者を逮捕するだけでなく、強制的に肛門検査も行っていた[アムネスティ・インターナショナル,2017]。同性愛者として疑われた男性に対して、同意なく、嫌疑の物的証拠を得る目的で、医療的検査が慣行としておこなわれている。この検査は「科学的に無意味であるだけでなく、身体的不可侵性(インテグリティ)を侵害する」と問題視されている[国連高等弁務官事務所,2016,41-42]。

イスラームの存在は国際的に大きな焦点となってきたが、日本との関係は、その歴史的側面に限らず、現代に至ってもかなり希薄なものだ[小杉,2006,序論]。また中でも中東という物理的な距離は、少なからずその希薄さに影響を及ぼしているはずだ。

本稿は、日本で出版されたイスラーム世界の同性愛に関する研究を、特に中東地域の男性同性愛に焦点を置き、その特徴的な論考をとりあげていく。中東での規定や同性愛嫌悪が存在するイスラーム圏の現状を、前提として序章で確認する。

1章では井筒邦訳『コーラン』と日本ムスリム協会『聖クルアーン』及び『ハディース』の文言を確認して同性愛禁止の項目の有無を読み解く。クルアーンは現代まで継承されるイスラームにとっての絶対的規約であるから、これを第一に確認しなければならない。そして続く2章では、イスラームが生誕する前後の歴史に着目し、現代の同性愛嫌悪に関する特徴の有無を見出していく。イスラーム文明はアラビア語によって支えられ、統一性を与えられた。少なからずアラブ諸国でイスラーム圏が広まっているのは、アラビア語を使用し、イスラームがムハンマドによって一神教の勢力を推し進めた原点があるからだ。ムハンマドの行いは言行録に残され、その慣習も過去から現代までムスリムの規範とされた。この根拠はクルアーン中にある。4(女)章136節「これ汝ら、信徒の者よ、アッラーと使徒(マホメット)と、使途に下された聖典と、それ以前に下された聖典を信仰せよ。」[井筒訳,1957,上160]とあり、預言者ムハンマド自体「信仰の師であり、人生の規範」[小杉,2016,18]なのだ。かのムハンマドは男弟子を愛していたとする伝承がある[松原,2015,258]。

結論ではこれまでの議論を受けて、同性愛者迫害の既成事実、イスラーム自体が肯定的に相関していなかったことを述べる。これに関して、上記の信仰すべき「以前に下された聖典」は旧約聖書を指すと思われるがそこでの啓示と、イスラームの原点であるアラブ諸国の歴史的背景を、同性愛を軸に今一度、見直すことをする。すなわち中東イスラーム世界の

同性愛を上記二点の面から、イスラームとホモフォビアの相関を考察しようとするものである。それによって、セクシャルマイノリティとイスラームの関係性を再認識する現代の中で、その理解を深める一端になればよいと思う。

1.先行研究

今回取り上げているイスラームと男性同性愛に関して、東南アジアと中東では、同じイスラームでもその地域差から一括りにすることは出来ない。東南アジアでの同性愛を含むLGBT¹研究は中東のそれに比べてかなり進んでいるといえる。中東のLGBTに関する研究は日本においてほぼ未開拓であり、邦語の文献資料は無いに等しい。

『同性愛嫌悪』[タン,2013]や『同性愛の歴史』[オールドリッチ,2009]、『「図説」ホモセクシュアルの歴史』[松原,2015]の三冊については、世界中の同性愛について歴史的側面や、現状、社会変動に目を当て百科事典の様に編集され、それが邦訳されている。それゆえイスラームの分野、または中東、中近東に対応する分野を参照した。『同性愛の歴史』に関して、これは特にクルアーンとハディース、諸学者といったようにトピックわけされ、イスラーム諸学派の見解や、イスラームの教義に触れていた。ゆえに、根本から同性愛への対応を明らかにしようとする試みに、比較的詳細なものであった。他二冊ともおもに教義が如何なるものか、ではなくそのイスラームを軸にした場合の歴史的な面から研究されたものだ。特に『「図説」ホモセクシュアルの歴史』の中で、松原は同性愛を肯定的に捉えているという意思があり、ゆえにイスラームへ衝撃的な文言を堂々と表わしている。イスラームと同性愛について、極めて新しいことを述べるのではないものの、現代のイスラームと、過去のそれが異なる様相を呈していたことを文章化した。有史として他国の、そして異なる時代の歴史と比較しうる文章に表したことは、同性愛だけでなくアイデンティティとしての性を認識し合おうとする現代社会の潮流に貢献している。

雑誌論文では邦訳されたものがいくつかある。「婚前交渉、同性愛…一線を越える男女いまイスラム圏の若者は“性のオアシス”をめざす」[シュピーゲル, 2006]は、ドイツの出版社の記事である。今から10年以上前に関わらず、エジプトでおもに若者の世俗化について、イスラームの戒律を遵守しつつ、信徒らしくない性の寛容さが蔓延する二分化を記載する。信徒として規範は守りつつ、公に反発せず、あくまで制限をかいくぐりセクシュアルなことを渴望する者の行動を描く。こうした者が少なくないことも示唆される。「危険にあるイラン・イスラーム共和国 同性愛者としての視点から」[稲葉,2006]ではイラン人同性愛者の迫害されてきた事実から、イラン・イスラーム共和国の憲法や、革命後の反ソドミー条項違反を理由に複数名処刑されてきたことが同性愛を軸に述べられている。またアリーの言行録を引用して同性愛者に「男性・助成(女性の間違いであろう)を問わず最も厳しい処罰を科している。(中略)神聖なる者(アリー)は言った。彼(同性愛者)を殺したまえ。剣で斬首され

¹ Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender の頭文字。

るように命令せよ。(中略)彼は死体を丸太に縛り付けて燃やすように命令した。彼は言った：これがこのような人間に対する処罰の判例である。」と処遇を定めることに言及している。またアフリカの事例にも触れ、国家権力としてイランの対応を迫るものではない。

カーラ・パワーの邦訳された『コーランには本当は何が書かれていたか?』は、著者が同僚の「イスラム学者」からクルアーン上のイスラームを学ぶことで本来の教えを探す文献である。本書の中で 2 ページ分に相当する同性愛を記述するのだが、その学者は同性愛は存在すべきでないこと、男女が子孫を残すためにその性差を神に創造されたことを意見する。後者の部分は生殖機能をもつとして納得できたとして、これ以上詳細が語られたわけでは無いので、一概にクルアーンに書かれていたとう題目にはリンクしない。

現代では、多くの法学者を含むイスラーム学者が同性愛者に対して、否定的見解を述べ、イスラーム自体が同性愛を厳格に取り締まるようになっている。序章での LGBT コミュニティへの不当逮捕や、同性愛者取り締まりなどはイスラーム法に倣った行動である。クルアーン²とハディース³を典拠にしたイスラームの法がある。シャリーアはイスラーム法と概念的には法に関わる意味で同じだが、具体的には異なる。「シャリーアは具体的にはクルアーンとハディースのかたちをとった預言者ムハンマドに啓示されたイスラームの教えそのもの[中田,2015,21]」だ。クルアーンにない細やかな法規定を、ハディースを論拠にするなどして、議論を重ね多くの法学者が導き出すことで形成されているイスラーム法がある。このイスラーム法は法学者によってシャリーアから再考された行動規範であって、イスラーム法とシャリーアは概念的に異なるとされる[中田,2015,22]。

欧米圏では多くの学者がイスラームとセクシュアリティについて論じてきた。日本ではどうだろうか。イスラームにおける同性愛の是非を論じた邦語での研究は管見の限り見当たらない⁴。クルアーン、ハディースの日本語訳で該当箇所を見比べ、同時に中東と、イスラームに関係する同性愛の歴史に関して論じたものも見当たらない。本邦でおそらく初めてなされた本研究は、オリジナリティという点で一定の意義があると思われる。

2.セクシュアルマイノリティ

現代ではセクシュアルマイノリティとしてのアイデンティティを持つ人々を総じて LGBT(LGBTQ)と称するようになっている。欧米においても、先進国かつリベラルな風潮が一般的にみられる地域で、LGBT が普遍的な言葉としての受け容れられるようになってきた。しかしイスラームを含む三大一神教であるキリスト教、ユダヤ教信者の間では同性愛者を歓迎しない傾向がある。今日のアジアを含むイスラーム諸国において LGBT 運動を厳

² 唯一神アッラーからの啓示、イスラームの啓典。

³ ムハンマドの言行(スンナ)の結集。

⁴ Cinii で調査しても当該の文献は見当たらなかった。

しく取り締まる傾向がある [岡本, 2016]。

セクシュアルマイノリティとして「普通」に生きることはアメリカにおいてさえ、差別をうけながら、困難を要する。米カリフォルニア州では 2008 年に同性婚の制度化が進み、大多数のカップルが婚姻届けを提出するも、後に婚姻を男女間に限る条項が住民投票で可決され、連邦高裁に婚姻を棄却された。この内 2 組だけが裁判所に訴えを申しでた結果、2013 年に連邦最高裁が合衆国憲法への違憲判決を出し、公に同性婚が認可されるまで闘った [AFP, 2013] [CNN, 2013]。この 2 組はレズビアン、ゲイそれぞれのカップルで、訴訟準備中にはアンチ同性愛者からの誹謗中傷が絶えることはなかった。

同じく 2013 年にエジプトではクーデターでアブドゥル・ファッターフ・アルスィースィー政権が成立した。ここで、男性同性愛者とトランスジェンダーの女性を罰するため 2000 年代初頭に運用されていた「道楽」法⁵が政治戦略として復活した。序章で述べた 2017 年のカイロの事例で、男性同性愛者が逮捕され強制検査⁶を行われたものに関連する。当局側は「道楽」法に依拠していたのだ [Human Rights Watch, 2018]。

3. 同性愛規定の現状

イスラームの罰則を定めた現行法は、イスラーム法学者に体系化されたものであって、シャリーアとは異なる。イスラームでの同性愛者に対する罰則のほとんどは該当者らに性的関係があったかどうかを留意したものだ。その性交について異性間と同じく、婚姻外において固く禁じられている。2018 年現在、同性愛者含む婚外性交はバーレーン、イラン、エジプト、ヨルダン、リビア、モーリタニア、モロッコ、パレスチナ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、アラブ首長国連邦、イエメンでは禁止され、アラブ諸国のほとんどは、フランスや英国の植民地時代からの同性愛に対する厳格な法律を継承している [Human Rights Watch, 2018]。同性愛者を罰する現代法の根拠に、イスラーム外から何らかの影響を与えているだろう。2016 年には同性性交に死刑を課す国は、イラン、サウジアラビア、イエメン、アフガニスタン、パキスタン、カタール、アラブ首長国連邦、イラクと報告されていた [Carroll and Mendos, 2016]。

だが戒律、法の準拠すべきクルアーンの絶対性に反しない形で中東のイスラーム圏において新たな変革も起こっている。各国が個人の自由な性的指向とジェンダーアイデンティティを拒否する中、レバノンとチュニジアでは LGBT 活動家や団体からの圧力により当局の不当な強制捜査⁷を終了させた [Human Rights Watch, 2018]。

⁵ 原文：「a “debauchery” law that had been used in the early 2000s against gay men and transgender women」淫売法、道楽法と訳した。

⁶ 同性愛者として疑われた男性に対して、同意なく行われる嫌疑の物的証拠を得る目的での、意味のない医療的検査をさす。

⁷ 注 6 に同じ。

4. ホモフォビアの典拠

イスラームは人の行いをクルアーンによって導く宗教である。アッラーの教えに則ることで、イスラームに帰依する民は自らの人生においてより善い選択ができる。アッラーの教えはクルアーンそのもので、シャリーアの行動規範に当たる[中田,2015,22]。法学者が制定したイスラーム法はクルアーン、ハディースを主要な法源とすることで成立している。同性愛者に対する刑事法はイスラーム法だから、クルアーンとハディースにその理屈を見ることができるといふ論理である。

現状ではイスラーム法に準拠して、同性愛者のムスリムへ厳格な対処が許されている。何度も述べたように、イスラーム法の根拠は神の言葉であるクルアーンと、それに次ぐ重要性を持つハディースがある。「イスラーム法は、知識をもつ者が典拠(クルアーン・ハディース)にもとづいて「解釈」を施して、特定の規定を導き出すことでなりたっている」[小杉,2006,]のだが、明らかにアッラーの教えであるクルアーンがハディースに優先する。ウラマーが一時的に規定外で、問題を解決する答えを提示することもある⁸。知識をもつものとしてのウラマー⁹も、そうでないムスリムにとっても、様々なイスラームの規範に対応した根拠は、啓示期の背景や歴史、ムハンマドの慣習や言行録とクルアーンにある。これはイスラーム全体の共通理解であるといえる。

しかしイスラーム法の法源としてハディースを見ると時に不明瞭である。ハディースというのは「明らかに、個人的な見解を不当にムハンマドのものとして押し付ける試みであると分かっている」[タン,2013,77]との解釈もある。そこで編纂、解釈するものらの意見の不一致を生み、派閥を作り¹⁰、現代に続く数多くの原典解釈を生んだと考えられている。スンナ派は原則「預言者の数友の言行を肯定し」、ハディースが真正である限りその全てを肯定するが、シーア派は「数友であっても第四代カリフ、アリーと対立した者」が継承するものは除いた上でイマーム¹¹の言行と共にハディースを教義の根拠とする¹²[スライマーン,2017,67]。

続く1章で述べるが、男色に対する嫌悪の根拠と考えられている部分が、コーランやハディースに記載されている。それらは直接イスラーム法、現行法へ多大な影響を与える。

⁸ ファトワー：イスラーム法に基づく宗教学者の見解。例えばエジプトでは女性の日常レベルだと法よりもファトワーが優位になる、関心のあるものをきくことができる [嶺崎, 2015]。

⁹ イスラーム法(シャリーア)、アラビア語の専門家[中田,2016,262]。

¹⁰ ここでいう派閥は法学派を指す。ハナフィー派はリベラル、マーリク派は厳粛、シャーフイフイ派とハンバル派は厳格な解釈をするといった特徴がある。

¹¹ 指導者の意。ここでは第四代カリフ、アリーの後継者を指す。

¹² 「特にシーア派による教義の形成のあり方が批判されている」[スライマーン,2017,67]。

ウラマーがシャリーアを吟味する意味では、現行法への影響は間接的に与えられているのかもしれない。派閥や学者間でハディースの捉え方はほとんど変わらないが、同じ原典にも関わらず導き出した結論では違いがある。多岐に渡る異なる見解は、異なる規定を導き出す。これは同性愛者に対する処罰規定が、各国で異なる理由のひとつだと言える。

第1章 クルアーンとハディース内の同性愛

クルアーンとハディースでは「その成立の過程も書物としてのあり方もまったく異なる」[中田,2016,212]。しかし数ある伝聞資料の中でもハディースがイスラーム法の最大の典拠としてクルアーンに並ぶ[中田,2016,261]ことに変わりはない。クルアーン全 114 章句内に同性愛という言葉は存在しない。だがそれを意味すると思われる箇所は存在する。一方ハディースでは多くの弟子が伝承する中でムハンマドと、アリーが同性愛を忌避した箇所があるとされている。

1.クルアーンの章句

蜘蛛章 29 節¹³：「さて今度はルートだが、彼がその一族の者に向かってこう言った時のこと、「まことにお前たちは破廉恥なことをする。これほどのことをした者は世界広しといえどもかつて例がない。」

28 節：「なんたることだ、男を相手にするとは。道で待伏はする、集会でいやらしいまねはする。」と～ [井筒訳, 1957,314]。

蜘蛛章 29 節において預言者ロトに関する箇所が同性愛をさしていると言われる。ここではロトが使わされた町がその住人の不義のせいによって破壊される、という場面を述べている。「男を相手にするとは」は、直後に天罰が下されるまち【ソドム】における男色への非難である。旧約聖書のソドムとゴモラの個所に該当する節だが、実際にソドムという言葉は、クルアーンには現れない。この節において「その一族」がソドムの民つまりイスラエルの民である。ここでの男色はイスラエルの民を非難していたものと受けとれる。ルートは預言者ロトのことであり、旧約聖書のアブラハム¹⁴の甥にあたる。道で待伏はする、集会でいやらしいまねはするというのは一般的な、性とは関係のない罪のことを指す。またクルアーンの中にはこのような男色でない女性間の性的関係については一切でてこない。またロトに関する記述はこの前後数回登場する。7(高壁)章 80-84 節 [190]、11(フード)章 69-83 節 [271-273]、15(アル・ヒジュール)章 51-77 節 [319-321]、

¹³ 主に歴代預言者や、神を信じ助かった者らについて語る。

¹⁴ 一神教の礎を築いたとされるイスラームにおいて重要な預言者。

21(預言者)章 71-75 節[399-400]、22(巡礼)章 42-43 節[411]、25(識別)章 40 節[440]・天啓章[井筒,1957,中 252]、26(詩人たち)章 160-175 節[454]・詩人たち章[井筒訳,1957,中 270-271]、27(蟻)章 54-58 節[464]、29(蜘蛛)章 26-35 節[485-486]、37(整列者)章 133-138 節[553-554]、50(カーフ)章 12-14 節[646]、54(月)章 32-40 節[662]で確認できる¹⁵。一般に、同性愛の事例に引用され易い 7 章 80 節、26 章 165 節、27 章 54 節はロトに関する節が含まれていることが分かる。

4(婦人)章 16 節では、忌まわしい行為とされる箇所、男性同士の性交と異性間婚外性交のどちらになるかで大きく意見が分かれこれはかなり重要な違いである。「あなたがたの内 2 人で罪を犯したものは 2 人とも処罰しなさい。だが、その罪を悔いて身を修めるならばそのままに放って置け」 [日本ムスリム協会, 1982,95]とあり、この節については特に罰則がないことに注目したい。例えば異性間の不貞については光章 11-15 節で、(不貞を犯したと噂されている状況で)その男女が信徒であるのに明らかに中傷だと見抜けなかったことに言及し、四人の証人を連れて噂なのであれば男女が不貞を犯したと口にした周囲の人々は大罪を犯したに等しいと、定められている。ここからイスラーム世界における、姦通の疑惑を誰かに向けるときに四人の証人がなければ虚偽告訴罪につながるという原則が示された。そして婚姻と家族的価値観をイスラーム世界において重要視すること、婚姻外の性交関係に厳しい規定がもうけられるようになった。そして、婚姻外の関係に気づこうとも、四人の証人がある例外的に明らかでない事案でなければ、噂をすることさえ罪と定められた。これが姦通の摘発を抑制するシステムを成立させ姦通罪についてはよほどのことがなければ立証できないようになっている。これは男性間のソドミー¹⁶にも適用される。蜘蛛章の男色批判があるだけに対して、婚姻外の性交に対しては該当箇所に定められた規則がある。

またロトの民を真似るものは不義、破廉恥だという。

21(預言者)章 74 節「ルートには (中略) 破廉恥な行いにふけていたあのまちから救い出してやりもした。まことに、あれは罪深い、邪悪な民であった」 [井筒訳, 1957]。

このことから明示的にロトの民とまとめ上げることで、あくまでイスラーム教徒を除外しているともとれる。概してクルアーンでは男色への罪状など無く、罪としての性質は問わず、人民の社会的制裁に任せ、悔いたら許されるべきという考えがみうけられる。しかし天の階段章 29 節で良き信徒とは自分の貞操を守るもの [日本ムスリム協会訳, 1982]というイスラーム信者への警句ととれる大前提が性差に関わらず与えられている。信徒たち章 5-6 節では夫婦間の性交のみ認められるとある。同性異性に拘る必要はない。

¹⁵ 以上断りのないかぎり参照しているのは[日本ムスリム協会訳,1982]である。

¹⁶ 肛門性交をさす。

婚姻しているかそうでないかが、クルアーンでは規定違反か否かが問われているのみである。婚前性交を未然に防ぐため、婚前交際を避けるからも重要性が分かることである。

クルアーン中にはイスラエルの民に向けての例外的な啓示ともとらえられる所があり、現にクルアーン中には男性同性愛者に対する罰則の記述は無く、比較にならないほどの婚姻関係にない性交に向けた厳しい啓示や罰則が多い。ズィナー¹⁷・姦淫、に関する罪ではクルアーンでは異性間、婚外が重要な罪であり、男性同性愛者に対しては追求がなく、前者に比べても寛大であるとみられる。ただロトに関するホモフォビアは確かに存在したとはクルアーン上でも確認することができる。

現世で善行を積んだムスリムには死後は酒の川と、真珠のような：52章-24、永遠の少年：56章-17、76章-19が確約されているという所、イスラームを両義的な捉え方ができる意を含んでおり、忘れてはならない点である。1182-1235 エジプト神秘主義者イブンアルファリード・青年に愛、ハンバル派法学者イブンアルジャウジーも述べたように、初期イスラーム・アラブ社会は青年の美しさを認めている [タン, 2013,81]。

2.ハディースでの見解

7世紀当時のムスリムがアッラーの啓示だけでなくこうした言行録やその他伝承を学び、そこから現代のようなクルアーンを生活につなぐための解釈がなされたことは、このハディースをみれば明らかになる。ハディースは800年代から編纂されており¹⁸、先にも述べたように編纂する者の個人的な見解が入ると指摘される¹⁹。これはムハンマド伝承としてのスンナが弟子によって伝えられ、それが編集されたものがハディースで、「集成者たちが収録したスンナの範囲は、集成者のそれぞれによってまったくことなつて」[中田,2016,208]。いることに示唆される。ムハンマドが同性愛を嫌ったとされていることがハディースにあるとされ、それが同性愛者迫害の根拠だと言われている [Goldberg,2016,308]。

以下参照するハディースは、邦訳されたアブー・アブド・アッラー・ムハンマド・ブン・イスマーイル・アル・ブハーリー、通称ブハーリーのものである。ロトの民が行うことに多く言及し、特記された同性愛についての罰則規定が存在し、クルアーン上では述べられなかった女性間の性行為もいくらか文章化されている。例えばリワート²⁰(ロトの民がするこ

¹⁷ 姦通を意味する。「イスラームにおける姦通とは、合法的婚姻関係以外で性的交渉をもつことをさす。」『岩波イスラーム辞典』524頁。

¹⁸ 870-915年に編纂されたハディース(スンナの集)。

¹⁹ 「明らかに、個人的な見解を不当にムハンマドのものとして押し付ける試みであると分かっている」 [タン, 2013, 77]。

²⁰ 同性愛ではなくソドミー、文脈的背景から定義できる。

と)の相手は男性であり女性同士でない限定され、それゆえ女性間性行為²¹:サハークという言葉はハディースの中にしか現れない。ルーティ(少年を通してソドミーすること/攻め)、マッブーン(非男性/道具/劣ったもの)、ファイル(攻め/行うもの)、サーニ(耕す者)、アラ(上にある者/上に這うもの)、ダッバブ/マフル(受け)、アスファル(下にある者)、マルトビビ(ソドミーされた者/女性間性行為)、シハーク、ムサハーカー・レズビアニズム、擦ること・トリバディズム、など多くの言葉が登場する。そしてズィナーは、石打と追放が懲罰となるクルアーンにない刑罰の対象となっている。だが「石打はユダヤ起源」(ユダヤ起源申命記 22-22)とされ、別のハディースでは婚姻上と独身で罰則が異なるという。アブー・フライラとザインド・ブン・アル・ジュニハーによるものは、ズィナーを犯した息子の父親と、ズィナー相手の女性の夫に対して「お前の息子は鞭打ち 100 回と 1 年間の追放の罰を受けなくてはならない」とし、「明日の朝この男の妻のところへ行き、彼女を石打にせよ」と命じた事例を示す[牧野訳,1993,上 732,741]。男女関わらず、婚姻関係にあるかどうかで刑罰を差別化する[タン,2013,80]。石打の刑罰に関しては、ハディース内で既婚者の石打、狂人を石打にしてはならない、姦通を犯した者には石打、モスクの床で石打にすること、礼拝所での石打、[牧野訳,1993,下 206-107]と分別され記載される。イスラームにおいても法として適用されると思われる。だが石打がユダヤ教の刑罰に属す限り、やはり例外的にユダヤ教徒への処罰だったこと示唆するのではないだろうか。「石打による死刑は、ユダヤ人の異性愛者女性についてしか、ムハンマドによっては実施されなかった」とし、その後のカリフがイスラームにも拡大したとされる[タン,2013,81]。ユダヤ教徒に対するものからイスラーム教徒へ、当初とはその含意が変わることがあるということである。

その他ブハーリー版では確認することができなかったものの、「女性の外見をしている男性、男性の外見をしている女性」を呪い、それらを「家から追い出す」とされているのだが、先のアブー・フライラとザインド・ブン・アル・ジュニハーが示した追放の期間が決められておらず、石打といった体罰も定められていないという[タン,2013,80]。これはクルアーンのロトに関するものと明確でない点で同じようだ。また、ブハーリー版では、同性愛や、ソドミー、その他同性性交などに関する索引や、章分けは無かった。主に同性愛に関する記述の者を索引であたってみたが、名称の記載のみで、ハディース本集に取り入れられていない。

あるハディースではアブー・バクルはソドミーを行ったものを処刑したとあった。しかし姦通、殺人と信仰否定のみが処刑の対象になり、男色を排除しているという別の記述もあるのだ[松原,2015,273]。ハディースは伝承の過程で増加しており、その中身にして、60 万条ほど存在するため、この様に真っ向から矛盾する記述があることは珍しくはない。

²¹ 戒律諸学派はソドミー(男性)と女性間性関係を同一視している。前者をズィナーとみるのかどうかについては見解が分かっている。

第2章 歴史的経緯

女色と同じく男色は何ら自然なもので歌や物語にも出るほどであることを述べる。妾を多数もつカリフなど要職の人物からそうでない人まで男性同性愛者が普遍的に存在し、社会も彼らを排除するわけでもなかった。

1. イスラーム誕生以前

イスラームが広まる一帯に根付く伝承や歴史をみると、キャラバン生活での少年愛、歌舞音曲団などでの男色など長い歴史をもち、トワイス (632-700)²²と弟子の師弟愛が名高い。さらに過去へさかのぼると王家の谷より出土したエジプト・ラムセス王朝時代の男性少年の性交が描かれた壁画、ラムセス2世とアモン神の接吻がカナクル神殿の朝浮彫にみられるなど古代オリエント有史以降にいくつもの例が見られる。また同時期ギルガメッシュ叙事詩のエンキドゥと男性との友愛が後歴代諸侯へ継がれ、バビロニアのハンムラビ王、マリ王ジムリ・リムの男性同士の友愛の正当な理由付けにされていた[松原, 2015, 290]。民は英雄視した者を倣うようである。ヘブライ語聖典、旧約聖書でサムエル記においてダビデ、ヨナタンの英雄男性同士の友愛溢れた死別が描かれる。「ヨナタンの心はダビデの心に結びついた。」や「ヨナタンは、彼を自分自身のように愛した。」など、愛情深くそれが戦友としてではなかったことが伺える文もある[池田, 1998, 99]。

シュメール以降メソポタミア人は男女性愛を享受し都市に売春業者がいたという。王宮神殿に両性の召使神官が揃うこと、またアッカド語で書かれた「ト占の書」ではもし男性がアッシンヌと性交するなら災いは去り幸いを得るだろう [松原, 2015, 300]とあり、推奨された男色があったことがみうけられる。

寺院売春はオリエント世界からカナン、フェニキア、イスラエル、ギリシアへと地中海へ浸透し、ソロモン王建設のエルサレムの神殿において参詣者への祝福として行われていた。故にハンムラビ法典では男色禁止はないことも納得できる。このころから婚姻関係を結ぶことも明文化され、ローマ法と並んで合理的思考と称されているヒッタイト法のうちボアズキョイ粘土版文書で法典の条文中に、男性同士の婚姻を法制化されている。これは、オリエント諸民族で男色が普及していたこと、自由身分でなく、奴隷身分は法の許可を要したから特に法文化にしたと思われる。

神々の男色は普遍的に伝承され、パピルス彩色画におけるアトゥム神は創造伝承の一つによれば相手がいたわけではなく自身の手と交わり、二人の神を産み出した。ホロスとセトは男色カップルであって、セトはホロスを妊娠させようとする。しかし妊娠させられたのはセトであって、ここで妊娠させられたことは支配されたことを意味する。時代を経て男尊女

²² 先イスラーム時代の楽人：ムハンナート。

卑の傾向がみられると、これはより戦いが増加したためと考えられるが [ヒューバー, 2011]、男色交配の受け手は女を演じる王者にふさわしくない者とされ、攻め手は男の役割で王者としての称賛を得るとされた。さらに男女間の差別が顕著になりエジプトでの第一中間期 (BC 2181–2055) には、アトゥム神を犯したからアトゥムは私になんの力も及ばないという意の棺に記された文書が発見されている [松原, 2015,40]。このあたりに、先の男女性差別と重なって、受け手側と責め手側にはっきりとした立場の差別化が男性同士にも表れた。人間男性同士では神の様に妊娠することもなく、徐々に彼らの行為は祝福の意をも薄めていったであろう。

2. イスラーム誕生以降

ムハンマドは 10 人の妻、3 人の女奴隷を持ち、16 人の女性と関係を持ったとされる。愛した男性としてムアーズ・イブン・ジャバル²³があげられ、彼への愛情告白「おお、ムハンマドよ。私はそなたを真実、愛している」、と愛情告白したとされる [松原, 2015, 257]。これはエジプトの神秘主義詩人イブン・アルファーリド (1182–1235) によって「おお、ムアーズ・イブン・ジャバルよ。本当にお前を愛している。」と述べたと伝えられていることに同じだ [タン, 2013, 81]。またハディースでは美青年についての言動、アッラーが美青年で現れたと語ったといわれるムハンマドは預言者としてその言行録、慣習録、すべてがムスリムの模範となりえただろう。彼の愛情告白が無視されたとは到底思えない。また、アラブ人にとっても過去の他の諸民族と同じように美少年に男性が欲望を抱くことは何ら不自然でも不可思議なことでもなく、自明の理と捉えられていたからこそ、ムハンマドの言行はホモフォビアの対象とはならなかった。

イスラームの文化における同性愛は、前節のイスラーム誕生以前で前述したように、「とりわけおおくの王朝の宮廷で、同性愛が高く評価されていたという証拠がある」 [オールドリッチ, 2009, 272]。またオールドリッチの著書では、後ウマイヤ朝、セルジューク朝、マムルーク朝、とくにオスマン朝でそれがみられるという。ウマイヤ朝とアッバース朝初期のイスラーム黄金期の社会は、同性愛はこの時代に称賛される性愛の一つとされ、「成人男性は行為する側に立つかぎり、青少年と性行為をおこなうことも許された」 [オールドリッチ, 2009, 27]。

アッバース朝のハールーン・アル・ラシードはカリフとしてイスラーム黄金期に治世し、千夜一夜物語に愛した男性と登場する。ジャアファルという少年と親密で寝食共に過ごし、彼の一家バクマルは共に栄華を極めたという [松原, 2015, 260–263]。この時代の物語は、権威者をも同性愛者として登場させていたことから、同性愛的色合いを高めていた社会がうかがえる。また同じくカリフのアル・アミーンは男色を好み、女には目もくれなかったと

²³ ムハンマドの弟子。美貌と才知をもつ若者。

いう[松原,2015,265-267]。彼らが一般民衆でなく統治者として人の上に立つ者であったことにも注目したい。彼らはイスラーム帝国の繁栄を勢力拡大によって進め、そのうえで宗教としてのイスラームを強く念頭に置いていたことであろう。ムハンマドの言行それ以前に、慣習としての自然な行為は彼らになんらかの男色を辞さない理屈を与えていた。この慣習からすれば、当時は男色を禁じ得ないイスラームがあったと仮定できる。彼らもそれを踏襲し、イスラームに帰依し、世に君臨していたと考えられる。この様に、ムハンマドをはじめ、カリフに続き、イスラーム勃興期には同性愛者として少なくとも国を挙げて罰せられようとする気配はなかった。

イスラームの千夜一夜物語のほかにも、数多くの文学作品が、同性愛を含み存在する。ムハンマド・イブン・ダーウード(868-909)の『花の書』、アブー・ウトマーン・アル＝ジャーヒズがアッバース朝期に書いた『乙女と青年の各長所の書』、同期に活躍したエジプトのイブン・ダニヤルの作品など、現代まで愛読される書物や、詩や、同性愛について論証した文献など枚挙にいとまがない[オールドリッチ,2009,274-277]。

クルアーンには確かに男色の禁忌があると認めたとうえで、歴史を鑑みて、カリフや君侯が妾をほしいままにする中で男色をより好んだことを「自然な習慣は不自然な戒律を常に超越する」と指摘する[松原,2016,266]。

イスラーム教国家において、男女性差を前提に社会が形成されていることは言うまでもない。今日では「男性が男性的に振る舞う限り、他の男性に挿入した場合も含めて、彼は称えられて称賛される」というし、その逆に女性らしいとされる振る舞いや、役割を担った場合、それは屈辱的な扱いを受けたことに等しい[タン,2013,356]とみなされる。

第3章 結論

同性愛に関して、クルアーンでは、ロトの民に対する罰則のない同性愛嫌悪が存在する。ロトの民とはイスラエルの地の人々であるから、ユダヤ教徒を指す。イスラームの教徒に対する同性愛行為を非難していたのでは無かった。ハディースには、同性愛に関する文章の確認は実際にできなかったが、参照した[タン,2013]や[松原,2015]、その他でも存在していることが述べられていた。しかしここでの問題点は、参照文献にハディースから引用した文の記載がなく、詳細が不明であったことだ。クルアーンと、ハディースが男色を肯定しているとは、明確に言い切ることは難しくとも、それを断絶させるような規定や教えを出していたとは、結論付けにくい。

イスラーム誕生以前に、ムハンマドが現れて以降イスラームが広まる地域の歴史的背景は、同性愛を受容していた。同性性交を含むホモセクシュアルが容認されていたことはイスラーム黄金期の治世者がそうであったこと、名だたる文学作品に男色を取り入れたものが数多く存在していたことが示している。その遺物ほとんどが、同性愛について公に肯定的であったと導き出せる事象が並ぶ。

一方、現代は LGBT 運動が盛んにみられる他国に比べて、ほぼ対立するような、同性愛者に対して厳格に規制する刑法が適用されている国ばかりが中東のイスラーム圏に広がっている。イスラーム圏の法である限り、イスラーム法が影響するが、イスラームのクルアーンとハディースから、現行法に対して納得できる文言を明確に知ることができる、とは言えない。

同性愛に性行為を含むのであれば、それは婚外性交と同じく禁忌されることであると認識できる。クルアーンとハディースでは、厳しく規定事項を設け、婚外性交が死罪に至ることを数多くの文から確認することが可能であった。

イスラームの教徒数は、ピュー・リサーチセンターによれば 2070 年に基督教のそれに並び、2100 年には世界最大になるという[日本経済新聞,2015]。イスラームは政治と宗教が深く結びつく。イスラーム世界は「理念体系、それに立脚する法のシステムなどの共通性から生まれる」統一性と、「さまざまな地域がもつ民族的・言語的・文化的・社会的な独自性からもたらされる」多様性で表される[小杉,2006]。今後イスラームが拡大する際に、このままではイスラームの教義ではない規定が蔓延するのではないかと危惧する。同性愛者に対する 2013 年のエジプトにおける、レインボー・フラッグを掲げたことで逮捕されることは、本来あるべきイスラームを体現してはいない、と考える。このような間違った状況が許されるとすれば、法とその典拠の解釈に強いつながりが無くてはならない。聖典にならうという姿勢を法に還元することで、イスラームに帰依するムスリムの行動規範として定められていなければならない。クルアーンとハディースの解釈をもとに導かれたイスラーム法は、学者、地域や社会、個人、各時代、ウラマーの解釈、派閥でハディースの扱いの差もあると認識した上でも、同性愛者迫害を容認するイスラーム法の現状に、疑念を抱く。

本文で検証した知的営為は単純に同性愛迫害に対する、邦語の法典確認と、現イスラーム圏の歴史的側面を検討することであった。さらに本格的に追求する余地が大いに残されている。クルアーンは、より詳しいクルアーン学の面から解釈の多様性を考慮する。ハディースは、ただ一つ正しいものがあるというわけでは無いので、諸学派の依拠する頻度が高いものを効率よく網羅する必要がある。イスラームの歴史が同性愛を禁じていなかったことを軸に、どのような事象がシャリーア解釈の変遷に影響を与えたのか、文献資料から広く検討する試みが必要である。今回の研究前に数名のムスリムと接触することができ、LGBT や同性愛に関して実際に話す機会があった。来日しているムスリムで相当厳格な戒律を守る方はいなかったように思うが、敬虔でないムスリムということではなかった。ほとんどが異性愛でない事象に関してさほど興味を持たず、性差を自明のこととし、自らとは距離のある言葉として捉えているようであった。彼ら自身とは無関係であるような話をしている印象を受けた。テキストだけでなく、より多くのムスリムに直に聴くという試みを進めていくべきだ。なぜならイスラームを体現し、個々の解釈が存在し、ウラマーの見識、イスラーム学としての知識と同じく、個々人の集合でイスラームが創造されているからだ。

・参考文献

- Abbie E, Goldberg. (2016). *The SAGE Encyclopedia of LGBTQ Studies*. SAGE Publications.
- AFP BB NEWS . (2013). 米カリフォルニア州で再び同性婚解禁、カップルが次々挙式.
AFP BB NEWS: <http://www.afpbb.com/articles/-/2953154> (2018年12月2日最終閲覧)
- Carroll, Angus and Lucas Ramon Mendos. (2016). *State-Sponsored Homophobia: A World Survey of Sexual Orientation Laws: Criminalisation, Protection and Recognition*. 11th edition. Geneva:ILGA.
https://ilga.org/downloads/02_ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2016_ENG_WEB_150516.pdf (2018年12月10日最終閲覧).
- CNN. (2013年06月29日). 米カリフォルニア州で同性婚承認、早速挙式のカップルも.
CNN.co.jp <https://www.cnn.co.jp/usa/35034046.html> (2018年12月2日最終閲覧)
- Human Rights Watch. (2017). *Human Rights Watch Country Profiles: Sexual Orientation and Gender Identity*. <https://www.hrw.org/news/2017/06/23/human-rights-watch-country-profiles-sexual-orientation-and-gender-identity> (2018年12月2日最終閲覧).
- . (2018). *Audacity in Adversity LGBT Activism in the Middle East and North Africa* .
https://www.hrw.org/sites/default/files/report_pdf/lgbt_mena0418_web_0.pdf
(2018年06月11日最終閲覧) .
- 日本経済新聞電子版. (2015年4月6日). イスラム教徒、2100年には最大勢力 世界の宗教人口予測.
https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM04H0I_W5A400C1EAF000/
- アブドゥルハミード・アブー・スライマーン 塩崎悠輝訳 出水麻野訳. (2017). 『クルアーンの世界観 近代をイスラームと共存させるために』. 作品社.
- アムネスティ・インターナショナル. (2017年10月02日). エジプト:多数のLGBTIの人たちが逮捕される. https://www.amnesty.or.jp/news/2017/1006_7099.html (2018年12月06日最終閲覧)
- 池田裕. (1998). 『旧約聖書V サムエル記』. 岩波書店.
- 井筒俊彦訳. (1957). 『コーラン(上)、(中)、(下)』. 岩波書店.
- 稲葉雅紀. (2006). 「危険にあるイラン・イスラーム共和国 同性愛者としての視点から」.
『インパクション』 152 : 69–72.
- 岡本正明. (2016). 「民主化したインドネシアにおけるトランスジェンダーの組織化と政治化、そのポジティブなパラドックス」. 『イスラーム世界研究』 9:231-251.
- カーラ・パワー 秋山淑子訳. (2015). 『コーランには本当は何が書かれていたか?』. 文藝

春秋.

デア・シュピーゲル. (2006). 「婚前交渉、同性愛…一線を越える男女 いまイスラム圏の若者は“性のオアシス”をめざす」. 『クーリエ・ジャポン』2006年12月07日号 No.025 p.56-58 講談社.

国連人権高等弁務官事務所 山下梓訳. (2016). 『みんなのための LGBTI 人権宣言——人は生まれながらにして自由で平等』. 合同出版.

小杉泰. (2006). 『現代イスラーム世界論』. 名古屋大学出版会.

ジョン・ヒューバー 古牧徳生訳. (2011). 『ジェンダー不平等起源論 乳母育が女性の地位に与えた影響』. 晃洋書房

中田考. (2015). 『イスラーム法とは何か?』. 作品社.

———. (2016). 『イスラームの論理』. 筑摩書房.

日本ムスリム協会. (1982). 『日垂対訳・注解 聖クルアーン』. 日本ムスリム協会.

ピエール・ブルデュー 坂本さやか、坂本浩也訳. (2017). 『男性支配』. 藤原書店.

松原國師. (2015). 『「図説」ホモセクシュアルの歴史』. 作品社.

嶺崎寛子. (2015). 『イスラーム復興とジェンダー 現代エジプト社会を生きる女性たち』. 昭和堂.

ルイ=ジョルジュ・タン編 齊藤笑美子、山本規雄訳. (2013). 『同性愛嫌悪』. 明石書店.

ロバート・オールドリッチ編 田中英史、田口孝夫訳. (2009). 『同性愛の歴史』. 東洋書林.